

木造住宅耐震改修工事等助成 ご利用の手引き

「世田谷区木造住宅耐震改修等助成金交付要綱」に基づき、木造住宅（戸建て、長屋、共同住宅、併用住宅、兼用住宅、寄宿舍、下宿）の建物所有者（法人は除く。）が行う耐震改修工事等にかかる費用について、一部を区が助成する制度です。

世田谷区 防災街づくり担当部 防災街づくり課 耐震促進

（二子玉川分庁舎2階 B-23 番窓口）

〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1

TEL：6432-7177 FAX：6432-7987

申請書等のダウンロードはこちら↓

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02067/3890.html>

（または世田谷区ホームページ内の検索でページ ID『3890』と入力して検索）

0. 申請をする前に

1) 対象となる住宅と工事等

建築基準法に適合した（又は適合させる計画の）住宅で、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満（倒壊する可能性がある）と判定された建物について、耐震性能を向上させるため、筋かい等耐力壁の増設や屋根の軽量化、基礎の補強など、以下の工事等を行う場合が対象です。

① 補強設計の助成金を受ける場合

→建築物全体の上部構造評点が1.0以上となる設計を行うこと。

② 耐震改修工事の助成金を受ける場合

→建築物全体の上部構造評点が1.0以上となる工事を行うこと。

③ 簡易改修工事の助成金を受ける場合〔昭和56年6月以降の住宅は対象外〕

→建築物の1階部分の上部構造評点が1.0以上となる工事を行うこと。

④ 不燃化耐震改修工事の助成金を受ける場合

→建築物の全体の上部構造評点又は上部構造耐力の評価が1.0以上となり、かつ、準耐火建築物になるよう改修する工事を行うこと。

⑤ 不燃化建替えの助成金を受ける場合〔昭和56年6月以降の住宅は対象外〕

→上部構造評点が1.0未満の建築物を解体し、準耐火建築物かつ省エネ基準に適合した建築物となる住宅を新たに建てる工事を行うこと。

どの助成金が使えるかはパンフレットP.7を参照ください。

2) 手続きの流れについて

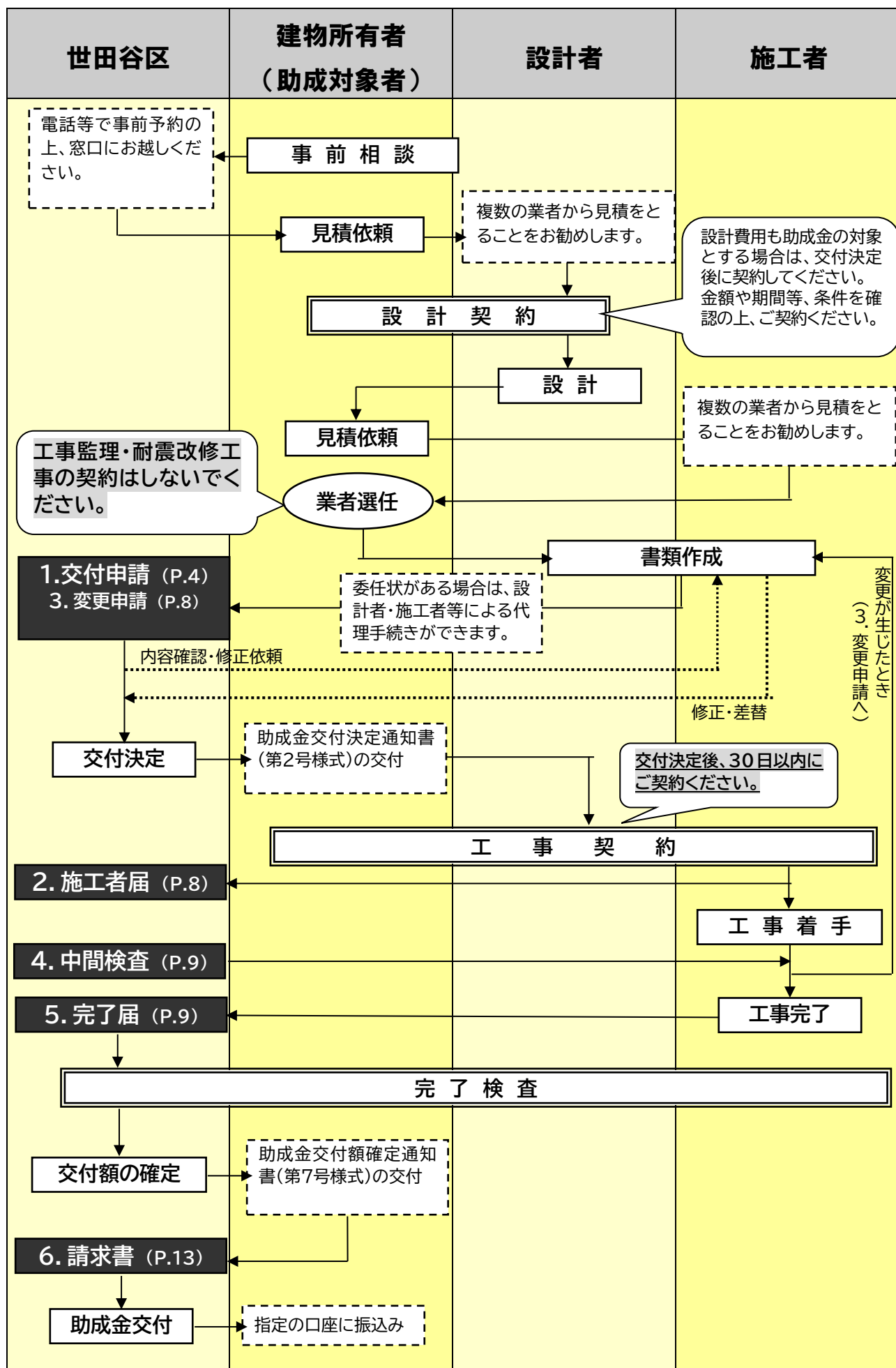
- ・ 助成金の交付決定日以前に、補強設計や耐震改修工事等の契約を締結してしまうと、助成は受けられません。
- ・ 助成金の交付は、工事金額等の支払い完了後です。
- ・ 耐震改修工事等を取り止めた場合は、速やかに「助成金交付辞退届（第4号様式）」を提出してください。

3) 助成金について

- ・ 助成金は、耐震改修工事等にかかる費用（不燃化耐震改修工事は不燃化に係る費用も含み、不燃化建替えは、解体及び建替え費用も含む）が対象です。それ以外（リフォーム等）の費用は助成対象になりません。
- ・ 「助成金交付決定通知書（第2号様式）」は、助成金の支払いを確約するものではありません。工事等が行われない場合や完了検査に合格しない場合、助成金は交付されません。

4) その他

- ・ 本助成は年度ごとの事業です。年度内に助成対象事業が完了しない場合は助成金を受けられません。ただし不燃化耐震改修又は不燃化建替えで年度をまたいだ工事を行うことについて事前に申請した場合は除きます。
- ・ 増築が伴う場合は、助成金を受けられません。
- ・ 区が助成金の執行に関して調査が必要だと判断した場合は、その調査にご協力ください。
- ・ 区では、設計者・施工者のあっせんは行いません。
- ・ 区は契約内容について関与できません。設計者・施工者等とよく相談の上、契約してください。



1. 交付申請 設計者・耐震改修工事業者等決定後、契約前に申請してください。

以下の書類を作成の上、ご提出ください。

【提出書類】 ※各書類の主な確認事項は次ページの表をご参照ください。

※網がけは、区が指定している様式です。他の書類は書式の指定はありません。

- ① 助成金交付申請書（第1号様式）
- ② 委任状
- ③ 本人確認ができる書類
- ④ 案内図
- ⑤ 建物の全部事項証明書または所有権を証明する書類
- ⑥ 耐震改修工事等承諾書（参考様式）（共有者がいる場合のみ添付、全ての所有者分）
- ⑦ 住民税納税証明書（前年度の“完納”の記載のあるもの、または非課税証明書）ただし、申請者本人が世田谷区に住民票を有し、納税情報の照会に同意する場合は、不要。（なお、照会には時間を要するため、お急ぎの方は照会ではなく、証明書を自ら取得し添付書類とするようお願いします。）
- ⑧ 工程表
- ⑨ 耐震診断報告書（現況各階平面図、耐震診断計算書、写真）（写し）
- ⑩ 対象建築物が建築基準法に適合していることが確認できる書類又は不適合内容及び是正計画の内容が確認できる書類【法適合チェックシート】
- ⑪ 建築士免許証（写し）
- ⑫ 補強設計図書（概要説明書、改修各階平面図、詳細図、耐震診断計算書、補強部材の日本防災協会の技術評価書等）【補強設計・不燃化建替えは除く】
- ⑬ 見積書（総額及びその内訳が分かるもの）
- ⑭ 【不燃化耐震改修工事・不燃化建替えの場合のみ】
準耐火建築物等とすることが確認できる書類
- ⑮ 【不燃化建替えの場合のみ】
省エネ基準適合建築物とすることが確認できる書類
- ⑯ 【不燃化耐震改修工事・不燃化建替えで複数年度にわたる場合のみ】
出来高予定表

申請後、区の担当者が書類の確認をし、助成対象であることを確認後、「助成金交付決定通知書（第2号様式）」を郵送します。

◆書類作成の注意点（申請・届出について全て共通です）

- ・修正液、修正テープ、消えるボールペンは使用しないでください。
- ・訂正する場合は、申請者の訂正印を押してください。
- ・提出書類は、環境への負荷を軽減するために、溶解できる紙等でできたファイルで提出してください。
- ・ご不明な項目は、空欄にするか、鉛筆で記入してください。窓口で確認します。また、書類をお持ちになる際は、担当まで事前に連絡してください。

提出書類に関する主な確認事項			
書類名		項目	確認事項
①	助成金 交付申請書 (第1号様式)	右上 申請者欄	スタンプ印は使用しないでください。 また、今後提出する書類には全て同じ印鑑を使用してください。
		助成対象 事業	助成対象事業に○をつけてください。
		費用総額	添付する見積書に書かれている総額（同一の契約で行う助成対象外費用も含む）を記入してください。
②	委任状	設計者等が申請及び質疑対応する場合には、所有者からの委任状を添付してください。申請者本人が申請書類提出・受取・質疑対応する場合は不要です。	
④	案内図	対象建築物が特定できる地図を添付してください。	
⑤	建物の全部事項証明書または所有権を証明する書類	建物の全部事項証明書は、法務局でお取りください。	
		概ね3ヶ月以内に発行されたもの	
		所有者の住所と申請者の住所が同一か確認してください。	
		所有者の住所が現住所と異なる場合は、併せて住民票（履歴を表示したもの）を提出してください。現住所へ転入してから5年以上経過している場合は、担当に問い合わせてください。	
⑥	耐震改修工事等 承諾書 (参考様式)	単独所有の場合は不要です。	
		(申請者)	申請者は「①助成金交付申請書」と同じ印鑑を使用してください。
		(共有者)	共有者は申請者と異なる印鑑を使用してください。
		共有者に故人が含まれる場合は、遺産分割協議書を添付してください。	
⑦	住民税 納税証明書	区役所第二庁舎1階納税課、各総合支所くみん窓口、各出張所で発行しています。 ※注意：ご家族の方でも本人以外の証明書発行の申請には委任状が必要になります。 詳しくは納税課（電話 03-5432-2197）へご相談ください。	
		前年度の1年分の完納（若しくは非課税）を確認してください。	
		申請者本人の住民票が世田谷区にあり、耐震助成金を担当する部署が納税を担当する部署に納税情報の照会をするに同意する場合は、提出不要です。ただし照会には時間を要するため、スケジュールに余裕がなくお急ぎの場合は、ご自身で証明書を取得するようお願いいたします。	
⑧	工程表	概ねの予定を記入してください。	
		開始予定日と完了予定日が分かるように記載してください。	
		年度ごとの事業ですので、年度内（3月上旬）に工事完了検査(P9 参照)が終わるように設定してください。（不燃化耐震改修・不燃化建替えは複数年度にわたることが可能です。その場合、出来高予定表と整合させてください。）	
		交付申請から交付決定までの期間（通常1ヶ月程度）を考慮してください。	
⑨	耐震診断 報告書	現況各階平面図、耐震診断計算書、写真 (上部構造評点1.0未満であることを確認できるもの)	
⑩	法適合 チェックシート (参考様式)	対象建築物が建築基準法に適合しているか建築士が確認してください。	

⑪	建築士免許証 (写し)	耐震改修工事の設計者の免許証を添付してください。	
⑫	補強設計図書	各階平面図	建築基準法上の面積を記載してください。
			耐震改修に関する事項のみを記載してください。
			着色や記号等で、工事箇所を明確に示してください。
		詳細図	屋根葺替えを行う場合は、屋根伏図を提出してください。その際は補強前と補強後の屋根仕様を記載してください。
			基礎補強を行う場合は、基礎伏図を提出するか、平面図に図示してください。併せて、基礎詳細図も提出してください。
			面材を使用する場合は、釘ピッチや受け材等の仕様が分かる資料を添付してください。
		評定書	(財)日本建築防災協会『木造住宅の耐震補強の実務』に掲載されていない工法を使用する場合は、(財)日本建築防災協会の評定書を提出してください。併せて、評定書に記載されている必要資格の免許証等も提出してください。また、評定書通りに施工可能かどうか、よく確認してください。
		金物カタログ 写し等	使用する金物や屋根材等のカタログを添付してください。
⑫ -1	概要説明書	補強前・補強後の上部構造評点を記載してください。	
		設計方針・工事箇所・工事内容を具体的に箇条書きしてください。番号や記号等は補強後の図面やその他の書類と統一させてください。	
		使用金物を記載してください。	
⑫ -2	補強後の 耐震診断書	上部構造評点 1.0 以上（簡易改修工事の場合は、1 階の上部構造評点 1.0 以上）であることが確認できるもの。ただし、地階がある場合は必要耐力を 1.2 倍とした上で、上部構造評点が 1.0 以上のもの。	
		診断は、(財)日本建築防災協会による『2012 年改訂木造住宅の耐震診断と補強方法』に定める「一般診断法」又は「精密診断法 1」で行ってください。	
		接合部 I の箇所は N 値計算（計算過程を含む）を添付してください。	
		精密診断法 1 を使用する場合は、耐力壁の厚さ、釘種類・ピッチ、床の厚さ、根太ピッチ等を確認した写真が必要となります。（(財)日本建築防災協会『2012 年改訂木造住宅の耐震診断と補強方法』第 4 章精密診断法 1）	
⑬	工事等見積書	助成対象費用の判別ができる内訳書を添付してください。耐震化に関連しないものは助成対象外となります。例えば、壁を補強するにあたり既存の造付けの棚を取り外して現状復旧（既存再取付または同等品の取付）する際の棚は助成対象ですが、新規で取付ける造作棚は助成対象外です。 不燃化耐震改修工事・不燃化建替えて複数年度にわたる場合は、年度ごとの出来高が確認できる見積書としてください。	
⑭	準耐火建築物等 とすることが 確認できる書類	改修後（又は建替え後）の住宅が準耐火建築物等となることが分かるもの。図面に「準耐火建築物とする」等の記載でもよいです。	

⑮	省エネ基準適合建築物 とすることが 確認できる書類	建替え後の住宅が省エネ基準適合建築物となることが分かるもの。 ・設計住宅性能評価書（断熱等性能等級 4 かつ一次エネルギー消費量等級 4 に適合しているもの） ・BELS 評価書（一次エネルギー消費量基準・外皮基準共に「適合」と表示されたもの） ・【300 m²未満の住宅に限る】省エネ基準への適合性に関する説明書の写し、又は図面に「省エネ基準適合建築物とする」等の記載
⑯	出来高予定表	年度ごとの出来高が分かるものをご提出ください。工程表、見積書と整合させてください。
その他		すべての書類で整合がとれているか確認してください。

◆耐震改修設計書作成の際の注意◆

工事記録写真の検査は、補強設計図書を基に行います。検査に必要な詳細図を作成・添付してください。

2. 設計・工事施工者届（交付決定後の手続き）

交付決定通知書を受理してから30日以内に、補強設計・耐震改修工事等の契約を締結（契約者名と申請者名は同一とする。）し、着手してください。併せて、区に以下の書類を郵送又は持参してください。

【提出書類】

- ① 設計者・工事施工者届（第3号様式）
- ② 契約書(写し)
- ③ 工程表

提出書類に関する主な確認事項			
書類名		項目	確認事項
①	設計者・工事施工者届	右上申請者欄	P4「①助成金交付申請書」と氏名・印鑑等が同一か確認してください。
②	契約書の写し	契約日	「助成金交付決定通知書（第2号様式）」の日付から30日以内か確認してください。
		契約金額	P4「①助成金交付申請書」と同じか確認してください。申請時と金額が異なる場合は、変更申請が必要となることもあるので、担当に報告してください。
③	工程表	改修工事等助成対象事業に関する工程表で、日程の確定したものを提出してください。	

3. 変更申請

助成金の交付決定後、工事内容等に変更が生じた場合は、変更の工事に着手する前に、担当に報告してください。助成金変更申請が必要になることがあります。その場合の提出書類は、当初申請（参照：P4「1. 交付申請」）と同じです。ただし、当初申請と変更がない書類は省略できます。

内容を審査し、変更内容について助成対象と認めたときには、「助成金交付（変更）決定通知書（第2号様式）」を郵送しますので、この変更決定通知書を受理してから、工事に着手してください。また、金額に変更がある場合は、変更後の契約書の写しを速やかに郵送又は持参してください。

【提出書類】

- ① 助成金交付（変更）申請書（第1号様式）
- ② 当初申請書類から変更になる書類

4. 中間検査

工事が適切に施工されているか、工事の途中で確認する手続きです。中間検査を行う必要がある場合は、交付決定時にお知らせします。

【提出書類】

- ① 中間検査申請書（第5号様式）※区が指定した工程に達する前に提出してください。
- ② 中間検査報告書（1～2面）
- ③ 工事記録写真（補強箇所等の工事中及び仕上げ後の完成写真等）

5. 完了届（完了報告及び完了検査）（補強設計・不燃化建替えは書類確認のみです。）

耐震改修工事等が完了したら、以下の書類を提出してください。特に工事記録写真に不備がある場合、検査できないこともあります。写真確認には時間がかかりますので、以下の確認事項を参照し、時間短縮にご協力をお願いします。

完了検査は全ての書類の確認が終了後に行います。検査当日は、工事監理者・施工者も立会ってください。検査後、担当から指示がある場合は、従ってください。

完了検査に合格し、報告書等の関係書類の内容を審査し、助成金の交付が確定したときは、「助成金交付額確定通知書（第7号様式）」、「助成金交付請求書（第8号様式）」及び「口座振込依頼書兼登録申請書」を郵送します。

【提出書類】※各書類の主な確認事項は次表をご参照ください。

- ① 助成金助成対象事業完了届（第6号様式）
- ② 請求書又は領収書(写し)
- ③ 助成金受領についての委任状（工事施工者等が助成金を受領する場合）

P.12「◆委任払い」参照

【補強設計の場合】

- ④ 補強設計図書
- ⑤ 是正計画が確認できる書類（不適合の場合のみ）

【耐震改修工事等の場合】

- ⑥ 工事完了報告書
- ⑦ 工事記録写真（補強箇所等の工事中及び仕上げ後の完成写真等）
- ⑧ 補強設計図書（軽微な耐震改修工事の変更がある場合）
- ⑨ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票
- ⑩ 是正結果が確認できる書類（不適合の場合のみ）

【不燃化建替えの場合】

- ⑪ 建築基準法に基づく検査済み証
- ⑫ 省エネ基準への適合を確認できる書類
- ⑬ 準耐火建築物等を確認できる書類

提出書類に関する主な確認事項			
書類名		項目	確認事項
①	助成金 助成対象事業 完了届	右上 申請者欄	P4「①助成金交付申請書」と氏名・印鑑等が同一か確認してください。
		助成対象事業	P4「①助成金交付申請書」で選択したものに○をつけてください。
		費用総額	P4「①助成金交付申請書」と費用総額が同一か確認してください。
②	請求書又は領 収書(写し)	受注者（設計者や施工業者）から発注者（申請者）にあてた請求書又は領収書です。	
③	委任状	委任者は申請者、代理人は工事施工者等(助成金を受領する者)を記入してください。参考様式あり。申請者本人が助成金を受領する場合は不要です。	
④	補強設計 図書	設計完了報告書	
		各階平面図	着色や記号等で、工事箇所を明確に示してください。
		計算書	上部構造評点 1.0 以上であることが確認できるもの。ただし、地階がある場合は必要耐力を 1.2 倍とした上で、上部構造評点が 1.0 以上のもの。
			診断は、(財)日本建築防災協会による『2012 年改訂木造住宅の耐震診断と補強方法』に定める「一般診断法」又は「精密診断法 1」で行ってください。
			接合部 I の箇所は N 値計算（計算過程を含む）を添付してください。
			精密診断法 1 を使用する場合は、耐力壁の厚さ、釘種類・ピッチ、床の厚さ、根太ピッチ等を確認した写真が必要となります。 ((財)日本建築防災協会『2012 年改訂木造住宅の耐震診断と補強方法』第 4 章精密診断法 1)
		評定書	(財)日本建築防災協会『木造住宅の耐震補強の実務』に掲載されていない工法を使用する場合は、(財)日本建築防災協会の評定書を提出してください。併せて、評定書に記載されている必要資格の免許証等も提出してください。また、評定書通りに施工可能かどうか、よく確認してください。
⑤	是正計画が 確認できる 書類	不適合部分及びその是正計画の内容が確認できる書類。	
⑥	工事完了 報告書 (1 面～5 面)	変更事項等	金額変更の有無に関わらず、工事内容に変更があった場合は記載してください（リフォーム分も含む）。
		軽微な変更がある場合は、関係書類を提出してください。	

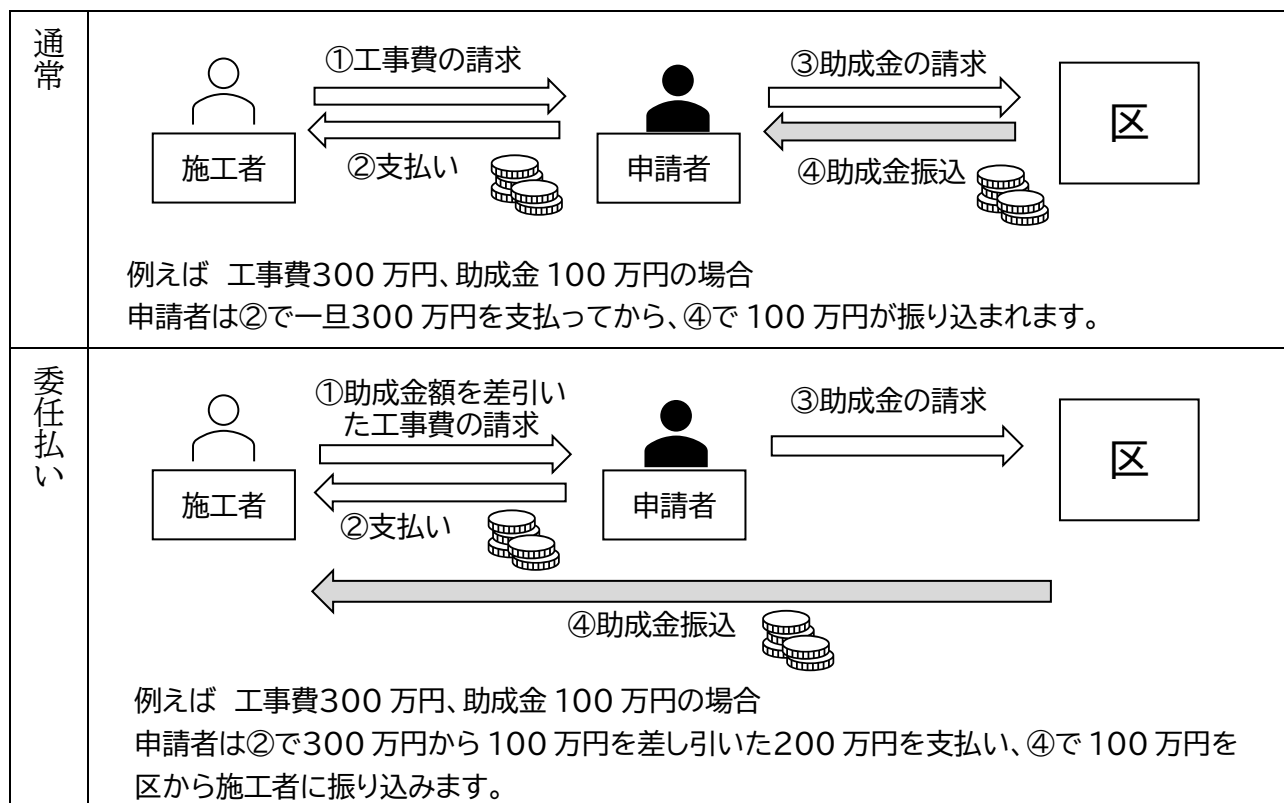
⑦	工事記録 写真	金物の種類やビス本数、耐力壁の釘ピッチ、筋かいの厚さ等がわかるように鮮明に撮影をお願いいたします。工事記録写真で仕様通りに施工したことが確認できない場合は、その部分の耐力を抜いて再計算してください。 別紙「工事記録写真の撮り方・まとめ方・注意事項」参照
⑨	産業廃棄物 管理票 (マニフェスト) A票	事業場の所在地等が P4「①助成金交付申請書」の助成対象建築物所在地と同一か確認してください。 排出事業者が P8「設計者・工事施工者届」の工事施工者と同一か確認してください。排出事業者が工事施工者以外の場合は、工事施工者との関係が分かる資料（下請けの請書の写し等）を提出してください。
⑩	是正結果が確認できる書類	是正前後の写真など。
⑪	建築基準法に基づく 検査済証	検査済証の写し。
⑫	省エネ基準への適合を確認できる書類	下記のいずれか。 ・住宅省エネルギー性能証明書 ・建設住宅性能評価書（断熱等性能等級 4 かつ一次エネルギー消費量等級 4 に適合しているもの） ・省エネ基準への適合性に関する説明書の写し【300 m ² 未満の場合に限る】
⑬	準耐火建築物等を確認できる書類	確認申請書副本の写し（第 4 面により確認）など。改修工事の場合は、工事完了報告書による報告及び施工が確認できる写真など。

◆委任払いについて

申請者（建物所有者等）が用意する金額を少なくすることができる制度です。

通常の手続きでは、助成金請求前に工事金額等の全額について支払いを済ませる必要がありますが、委任払制度を利用すると、自己負担額（工事金額等から助成金額を差引いた額）の支払いが済んだ後に、委任された工事業者等が、申請者に代わって助成金を受け取ることになります。

※助成金受領の委任であって、債券譲渡ではありません。



6. 請求書（助成金の受取）

助成金の交付請求は、以下書類を郵送又は持参してください。書類審査後、助成金を指定の口座に振込みます。助成金を直接工事施工者等へ支払う委任払いも可能です。

【提出書類】

- ① 助成金交付請求書(第8号様式)
- ② 口座振込依頼書兼登録申請書
- ③ 領収書（写し）
 - ・ 申請者が助成金を受領する場合は、全額の領収書
 - ・ 委任された代理者が受領する場合は、申請者の自己負担分の領収書

提出書類に関する主な確認事項			
書類名		項目	確認事項
①	助成金交付 請求書	右上 申請者欄	P4「①助成金交付申請書」と氏名・印鑑等が同一か確認してください。
②	口座振込 依頼書兼登録 申請書	右下太枠内	P4「①助成金交付申請書」と氏名・印鑑等が同一か確認してください。
		上部太枠内	口座名義が申請者名と同一か確認してください。 助成金を工事施工者等が受領する場合は、工事施工者等の口座情報を記入し委任状を添付してください。
③	領収書 (写し)	領収書の合計金額が P4「①助成金交付申請書」の費用総額と同じか確認してください。	

請求書の提出から半月程度で助成金が振り込まれます。
振り込み予定日は担当者から連絡いたします。

7. 証明書の交付について

※簡易改修工事は対象外です。

一定条件を満たし、対象期間内に耐震改修工事を完了した建物については、所得税、及び固定資産税の減税制度があります。区の助成制度を利用した場合には、これらの申請手続きに必要な証明書を区が発行します(設計者などでも発行可能です)。書類については、完了検査終了後の送付書類と一緒に郵送します。

適用条件や手続きの詳細については、下記の申請窓口に直接お問合せください。なお固定資産税の減額の手続きは耐震改修工事完了後3か月以内の申請が必要なのでご注意ください。

これらの証明書は、地震保険の割引適用のための証明にもなります。税務署等に提出する前に、コピーを取って保管してください。

減税制度	対象	対象期間	区で発行する書類	申請窓口
所得税	自己居住用の家屋について耐震改修をした所有者 〔旧耐震：対象〕 〔新耐震：対象外〕	令和7年 12月31日まで	住宅耐震改修証明書 イ	世田谷税務署 03-3758-6900 北沢税務署 03-3322-3271 玉川税務署 03-3700-4131
固定資産税	耐震改修費用が1住戸あたり50万円を超えている住宅の所有者 〔旧耐震：対象〕 〔新耐震：対象〕	令和8年 3月31日まで	〔旧耐震の場合〕 住宅耐震改修証明書 □ 〔新耐震の場合〕 新耐震基準木造住宅 耐震改修証明書	世田谷都税事務所 03-3413-7111

【区への提出書類】

提出書類に関する主な確認事項		
減税制度	書類名	確認事項
所得税の特別控除	住宅耐震改修証明申請書 イ	右上の申請者欄を記入してください。その際、P4「①助成金交付申請書」申請者欄と同一か確認してください。
固定資産税の減額	住宅耐震改修証明申請書 □	右上の申請者欄を記入してください。その際、P4「①助成金交付申請書」申請者欄と同一か確認してください。
	新耐震基準木造住宅 耐震改修証明申請書 (特別区)	備考欄に記載方法が書かれていますので、確認の上ご記入ください。

木造住宅耐震改修工事 記録写真の撮り方・まとめ方

工事記録写真で施工内容を確認します。仕様通りに施工したことが確認できない場合は、その部分の耐力を除いて再計算していただきます。着工前によく読んで、漏れのないようご注意ください。

■共通注意点

- ・ 写真は全ての工事箇所ごとに、施工前、施工中、施工後の状況を撮影して下さい。
(工事箇所ごとに番号をふった図面を作成し添付して下さい)
- ・ 写真は工事箇所が特定できる程度の全景と、補強仕様が分かる詳細部分を撮影してください。
(構造用合板耐力壁仕様は、四周釘打ちが確認できるよう梁・土台まで含めて撮影してください。)
(受け材仕様は、受け材の固定状況が確認できるよう撮影してください。)
- ・ 工事箇所番号や仕様等の必要事項をボードに、もしくは直接部材に記載して撮影してください。
- ・ 記録写真台帳はA4版、写真サイズはサービス版程度でカラー印刷(提出部数1部)してください。
- ・ 写真毎に、工事箇所番号、その他必要と思われる事項を記入し、工事着手から完了までの経過がわかるよう、整理してください。

■部位別注意点

壁	
耐力壁は、工事箇所ごとに筋交い・金物・面材の補強工事が一連で分かるように撮影してください。	
筋交い	サイズが分かるようにメジャーをあてて撮影してください。
	写真台帳にもサイズを記入してください。
金物	柱頭・柱脚金物、筋交い金物は、工事箇所番号毎に上下左右、撮影をしてください。
	金物は、取付け状況の分かる写真としてください。
	写真台帳に柱頭・柱脚の区別や仕様を記入してください。
面材	全体と詳細を撮影してください。
	詳細では、釘種類、釘ピッチにメジャーをあてて撮影してください。
	構造用合板は、JASの刻印や特類(外壁側)の刻印も撮影してください。
	写真台帳に、面材の種類や厚さ、釘ピッチ等を記入してください。
基礎	
配筋は、主筋・せん断補強筋の径やピッチが分かるように撮影してください。	
根切り、床付け状況や目荒らし状況、アンカー筋の状況が分かるように撮影してください。	
HDアンカーやアンカーボルトは、設置前に定着長が分かるように撮影してください。	
屋根	
改修前・葺替え中・完了後の写真を撮影してください。	
屋根補強の場合は、垂木のサイズ・ピッチ・転び止め・野地板厚等を撮影してください。	
その他(建築基準法抵触箇所の是正)	
是正前・是正中・是正後の写真を撮影してください。メジャーをあてる等、是正内容が分かるように撮影してください。	

(例) 壁補強工事

工事箇所 No.	HW8 X8 通り Y2～Y3 通り	施工日	●●/●●/●●
----------	--------------------	-----	----------

施工前	リビング	施工前	家具移動
全景		全景	
			
備考		備考	

施工中	既存壁撤去後	施工中	筋かい 45×90 片筋設置後
全景		全景	
			
備考		備考	

(例) 壁補強工事

工事箇所 No.	HW8 X8 通り Y2～Y3 通り	施工日	●●/●●/●●
----------	--------------------	-----	----------

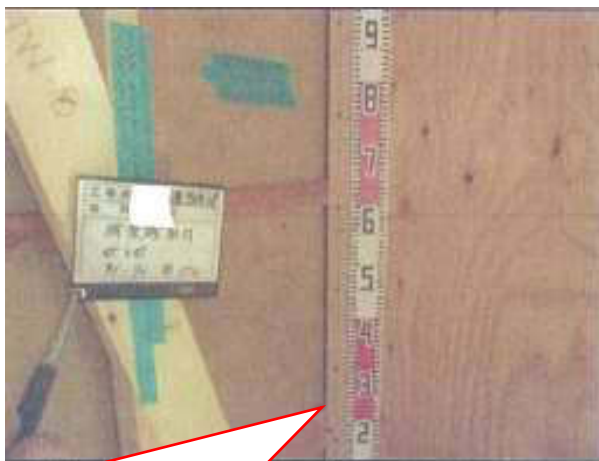
施工中 上端左	柱頭金物設置 X8, Y3 柱頭部	施工中 下端右	柱頭金物設置 X8, Y2 柱頭部
		  2 階 X8, Y2 柱脚部	
備考	HD10C	備考	HD25

施工中 上端左	柱脚金物設置 X8, Y3 柱脚部	施工中 下端左	柱脚金物設置 X8, Y2 柱脚部
			
ビス本数・ビスの色が分かるよう鮮明な写真としてください。			
備考	HD15（ケミカルアンカー）	備考	HD25（ケミカルアンカー） 既存アンカーボルト使用

(例) 壁補強工事

工事箇所 No.	HW8 X8 通り Y2～Y3 通り	施工日	●●/●●/●●
----------	--------------------	-----	----------

施工中	筋かい金物設置	施工中	筋かい金物設置
上端右	X8, Y3 柱頭部	下端右	X8, Y2 柱脚部
			
備考	告示 1460 号第 1 号 (二) 2 倍金物	備考	告示 1460 号第 1 号 (二) 2 倍金物

施工中	受材 45×45 材設置	施工中	受材 45×45 材設置
詳細		詳細	
			
釘ピッチが分かるよう鮮明な写真としてください。			
備考	N75-@150	備考	N75-@150

(例) 壁補強工事

工事箇所 No.	HW8 X8 通り Y2～Y3 通り	施工日	●●/●●/●●
----------	--------------------	-----	----------

施工中	構造用合板 t = 9 (大壁仕様)	施工中	構造用合板 t = 9 (大壁仕様)
全景		全景	
			
		釘ピッチが分かるよう鮮明な写真としてください。	
備考	N50-@150	備考	N50-@150

施工中	構造用合板 t = 9 (大壁仕様)	施工後	クロス貼り後
詳細		全景	
			
備考	N50-@150 特類	備考	

(例) 壁補強工事

工事箇所 No.	HW2 X1 通り Y2～Y3 通り	施工日	●●/●●/●●
----------	--------------------	-----	----------

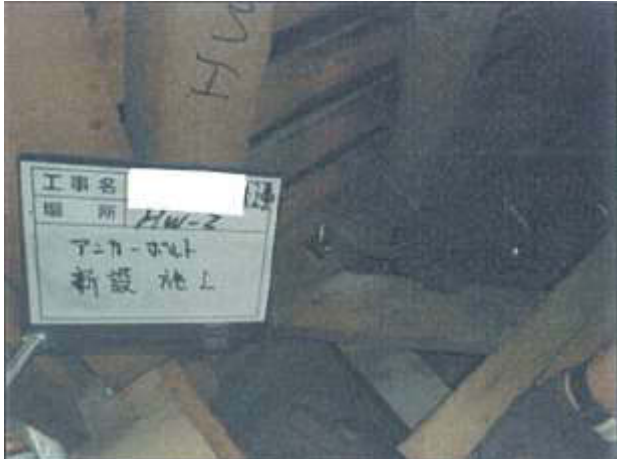
施工前	土台アンカーボルト	施工前	土台アンカーボルト
全景	施工中	全景	施工中
			
備考	穿孔中	備考	穿孔中

施工中	土台アンカーボルト	施工中	土台アンカーボルト
全景	施工中	全景	施工中
			
備考	穿孔穴の清掃	備考	穿孔穴の清掃

(例) 壁補強工事

工事箇所 No.	HW2 X1 通り Y2～Y3 通り	施工日	●●/●●/●●
----------	--------------------	-----	----------

施工前 全景	土台アンカーボルト 施工中	施工前 全景	土台アンカーボルト 施工中
			
備考	ケミカルアンカー設置	備考	アンカーボルト打ち込み

施工中 全景	土台アンカーボルト 施工中	施工中 全景	土台アンカーボルト 施工中
			
備考	アンカーボルト打ち込み	備考	アンカーボルト設置後

(例) 劣化是正

工事箇所 No.	外壁クラック補修	施工日	●●/●●/●●
----------	----------	-----	----------

施工前	外壁クラック補修	施工中	樹脂モルタルペースト注入
全景	清掃	全景	
			
備考		備考	

施工中	樹脂モルタルペースト注入後	施工後	外壁塗装補修後
詳細		全景	
			
備考		備考	

(例) 劣化是正

工事箇所 No.	雨樋補修	施工日	●●/●●/●●
----------	------	-----	----------

施工前	縦樋補修前	施工中	縦樋撤去
全景		全景	
			
備考		備考	

施工中	固定金具取り付け	施工後	縦樋補修後
詳細		全景	
			
備考		備考	

(例) 使用機材及び接合金物

工事箇所 No.	使用機材及び接合金物	施工日	●●/●●/●●
----------	------------	-----	----------

施工前 全景	基礎アンカーボルト ケミカルアンカー	施工前 詳細	キリ
			
備考	M16 M12	備考	M16 用：穿孔深さ 250mm M12 用：穿孔深さ 220mm

施工前 詳細	ケミカルアンカー	施工前 全景	ケミカルアンカー
			
備考	M16 用：HP16	備考	M12 用：HP12

(例) 使用機材及び接合金物

工事箇所 No.	使用機材及び接合金物	施工日	●●/●●/●●
----------	------------	-----	----------

施工前 全景	使用釘	施工前 詳細	使用釘
			
備考	左から N50、N65、N75、N90	備考	N50

施工前 詳細	使用釘	施工前 全景	使用釘
			
備考	N75	備考	N90

(例) 使用機材及び接合金物

工事箇所 No.	使用機材及び接合金物	施工日	●●/●●/●●
----------	------------	-----	----------

施工前 全景	筋かい金物	施工前 詳細	筋かい金物
			
備考		備考	左：2 倍筋かい<リペロⅡ> (柱側 8 本、筋かい側 6 本) 右：1.5 倍筋かい<リペロ> (柱側 5 本、筋かい側 5 本)

施工前 詳細	筋かい金物	施工前 全景	
			空欄
備考	左：B イーグレット 2 倍 (柱側 4 本、横架材側 4 本、筋かい側 8 本) 右：2 倍ヘキサプレート SD (柱側 5 本、横架材側 7 本、筋かい側 5 本)	備考	

(例) 使用機材及び接合金物

工事箇所 No.	使用機材及び接合金物	施工日	●●/●●/●●
----------	------------	-----	----------

施工前 全景	ホールダウン金物	施工前 詳細	ホールダウン金物 15 kN 用
			
備考	左から 15 kN 用、20 kN 用、25 kN 用	備考	ビスどめホールダウン U (ビス 5 本)

施工前 詳細	ホールダウン金物 20 kN 用	施工前 全景	ホールダウン金物 25 kN 用
			
備考	ビスどめホールダウン U (ビス 7 本)	備考	ビスどめホールダウン U (ビス 10 本)

(例) 使用機材及び接合金物

工事箇所 No.	使用機材及び接合金物	施工日	●●/●●/●●
----------	------------	-----	----------

施工前	コーナー金物	施工前	コーナー金物
全景		詳細	
			
備考		備考	スリムヘビー10 (柱側 3 本、筋かい側 2 本)

施工前	コーナー金物	施工前	コーナー金物
詳細		全景	
			
備考	ホールダウンコーナー10kN 用 (柱側 6 本、横架材側 4 本 (ブルー))	備考	オメガコーナー15kN 用 (柱側 5 本、横架材側 3 本 (ブルー))